

【意見提出用紙】

新潟市建築基準法施行細則の一部改正（案）に対する意見書

[illegible]

上記フォーム以外の形式においても、必要項目が記載されていれば意見書として提出可能です。

※ 電話でのご意見は原則としてお受けできません。

●提出期限 令和7年7月25日（金曜）必着

●提出方法

- ・郵送 〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 新潟市建築部建築行政課
- ・ファックス 025-229-5190（この用紙をそのままご利用いただけます。）
- ・電子メール kenchiku@city.niigata.lg.jp（この用紙を添付するか、必須事項をご記入ください。）
- ・直接 建築行政課 監察指導係（市役所ふるまち庁舎 6 階）、各区役所地域課・地域総務課、市政情報室（市役所本館 1 階）、各出張所、中央図書館（ほんぽーと）